

令和2年度第3回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会 議事録

- 日 時 令和3年1月28日(木) 午後5時30分から午後7時00分まで
- 場 所 東京都庁第一本庁舎16階 特別会議室S3
- 出席者 (※印：オンラインで参加)
- (委員) 浅野 敬子 武蔵野大学人間科学部 助教 (※)
- 飛鳥井 望 公益社団法人被害者支援都民センター 理事長
- 大塚 淳子 帝京平成大学現代ライフ学部 教授 (※)
- ◎椎橋 隆幸 中央大学 名誉教授
- 辻内 衣子 元全国犯罪被害者の会(あすの会) 幹事 (※)
- 宮川 倫子 東京三弁護士会犯罪被害者支援に関する協議会 委員 (※)
- (オブザーバー) 荒井 英樹 警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室長
- (事務局) 大久保総務局理事(人権担当)、堀越人権部長、乗木被害者支援連携担当課長、境統括課長代理、古川課長代理、中谷主事

【議事内容】

(椎橋座長)

定刻になりましたので、ただ今から、会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、「令和2年度第3回 東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会」にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

会議開催に先立ちまして、議事進行の取扱いと配付資料について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

事務局より説明

(椎橋座長)

ありがとうございました。それでは議事を進行して参ります。本日の議題はお手元の次第にありますとおり「第4期東京都犯罪被害者等支援計画について」であります。まず初めに、事務局より配付資料の説明を一括してお願いします。

(事務局)

資料1、資料2、資料3、資料4-1、資料4-2により説明

**(椎橋座長)**

ありがとうございました。ただいまご説明がありましたこの支援計画について、前回委員会でお出されたご意見、あるいはパブコメでお出された要望、そういったものがより支援計画の中に明確かつ具体化されていると私は受け止めております。

それでは、今の説明を前提といたしまして、これから委員の皆様からご質問とか確認事項、あるいは意見をお聞きし、あるいは意見交換の時間にしたいと思っております。

第4期支援計画は2月中旬の策定、公表を予定しております。本日は第4期支援計画の最終的な取りまとめに向けた最後の意見交換の場となるわけであり、計画自体に関するご意見、今後の計画の推進に関するご意見など様々あるかと思っておりますけれども、委員の皆様のご忌憚のないご意見を伺いたいと思っております。

なお、進め方ですが、円滑な進行のためにご発言は順番にお願いしたいと思います。飛鳥井委員、大塚委員、宮川委員、浅野委員、辻内委員という順番にさせていただきたいと思っております。なお、各委員がご発言なさったことにご質問、ご意見がありましたら適宜ご遠慮なく発言していただきたいと思います。

それでは、ただいま申し上げた順番に、まずは飛鳥井委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

**(飛鳥井委員)**

事務局でいろいろな意見をまとめて形として作っていただきまして、どうもありがとうございました。

目指すビジョンにある、関係機関の連携強化ということを中心に、具体的に期待できる項目を盛り込んでいただけたと思います。まさにこのテーマが今、東京都の被害者支援の中では求められるところだということで、方向性としては全く同感であります。

2点ほどあるのですけれども、1つは19ページの総合支援会議（仮称）です。いわゆる個別のケースについての各種支援や中長期的なプラン、関係者が本当に連携強化しながらケアプランを作っていくというお考えだと思うのですが、具体的にどういったような事案を取り上げるのかとか、どういう機会にこういう会議を設けるのかといったイメージを、今の段階で考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1つは17ページの数値目標。これは私が理事長をしております都民センターにも大いに関わることでございまして、東京都総合相談窓口の認知度を上げると。今、都政モニターの結果で9.7%というのが確かにちょっと寂しい数値ではあるのです。東京でも1割弱ということですが、ただ、これ30%というのも、確かにこれぐらいあって当然だろうとは思っておりますけれども、しかし今の3倍となると5年間でどうするか、広報活動、PR活動をやっぱり大きく考えていかなければいけな

いのだろうなと思うのです。実際、都民センターも広報用の予算を頂いておりまして、その中で毎年、イベントの開催、ミニコミ誌へのアナウンス、グッズの作成、インターネットでの広報とか大体決まったことはしておりまして、それらにかかるマンパワーと予算というのは大体変わらなくて、それが大きくさらに強化されるということは難しいと思うのですが、実際 30%まで上げるということで、どんなビジョンを考えておられるのか。冒頭で、都としても SNS やインターネットの活用ということ盛り込まれておりましたので、その中でも総合相談窓口については取り上げていただけると。都民センターと東京都で広報活動、これも連携して行っていくと理解してよろしいのか。

なかなか目標値というのは一旦出ると、果たしてそのハードルに届くかどうかということの問題がございますので、もう少しどういう風に目標値に近づけていくのか、今の段階でのお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。まずその 2 点についてお願いします。

#### (椎橋座長)

ありがとうございました。ただいま飛鳥井委員から第 4 期支援計画について基本的にはご賛同いただいたという旨のご発言があり、その上でご質問が 2 つあったと思います。

1 つは、19 ページに係る総合支援体制の具体的なイメージ、それをどう考えているか。

それからもう 1 つは、17 ページに係る相談窓口の認知度の向上についての数値目標、9.7% から 30%、これが可能なかどうか、こういうご質問だったと思います。

事務局からお願いします。

#### (事務局)

総合支援会議（仮称）となっているものについては、要綱を作って目的なり役割なりを決めるべきで、来年度、整理していきたいと思っています。

イメージとしては、現在、都と警視庁と都民センターで三者会議というものをとおむね毎月開催してまして、その中で今年から始まった見舞金給付、無料法律相談、転居費用助成制度の利用状況や、関係機関が連携して行った支援、本来こういう支援もできたのではないかという意見交換などとともに、先月の三者会議では、コーディネーターが関与すれば関係機関とこういう連携ができるのではないかという話も出たところです。また、来年度は、この会議にコーディネーターも参加し、毎月の支援ケースの振り返りや、あとは少し複雑な事情を抱える被害者の方の支援プランについて、例えば、区市町村や弁護士会などの関係機関が集まって打合せすることもあると思うのですけれども、被害者の状況に応じて、参加する関係機関の対象を今よりも広げられるような形で、1 人 1 人の個別のケースに合わせた検討ができるのではないかと考えております。

そうした会議を通じて、コーディネーターも活用しながら、関係機関との連携を強化していきたい

と考えております。

あと、もう1つ、都民センターの認知度を9.7%から30%に上昇させるということで、確かに5年前の都政モニターアンケートの結果と比べてもほとんど変わっていないので非常に厳しい数字だと思っております。そうしたことから、今年度、東京都は、新聞広告、電車広告など、かなり広報活動を打つ予定でおります。今までより広報を強化するので、3人に1人という目標値を掲げて、その達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

**(椎橋座長)**

ありがとうございました。飛鳥井委員、よろしいですか。

**(飛鳥井委員)**

ありがとうございます。

**(椎橋座長)**

総合支援会議は、今実施している三者会議にコーディネーターを入れます、場合によってはもう少し関係機関を膨らませるということもあり得るということです。それはこれから具体化していく中で、あるいは問題によってメンバーを変えるということもあり得るのでしょうか。

**(事務局)**

はい、あります。区市町村や弁護士会もメンバーに入れられるように要綱を作りたいと思っております。事前に関係機関への説明も必要かと思っておりますので、もう少しお時間を頂き、また、コーディネーターとも話し合いながら作り上げていきたいと考えております。

**(飛鳥井委員)**

今のでもう1つ、コーディネーターのお話が出ましたので。

総合支援会議は、個別のケースについていろいろとコーディネーターとして連携強化の点からご意見を頂くということと、コーディネーターの役割としてはさらに連携強化を充実する必要があるような個別ケースについてのいろいろな意見やアイデアを頂くということ、恐らくもう1つ、都に配属されるということは、もうちょっと大きな連携強化の枠組みを考えていただくということなのでしょうけれども、その両方の機能を念頭に置いておられるということによろしいのでしょうか。

### (事務局)

コーディネーターの役割は2つ考えていまして、まず関係機関との調整です。特に行政につながりにくいところがあったと思いますので、行政機関につなぐということだったり、あとは無料法律相談の際に、弁護士会から紹介を受けていろいろな支援につなぐというものもあるかと思います。あともう1つは、区市町村の人材育成という点で、研修を実施したり助言を行うことを考えております。

### (椎橋座長)

ありがとうございました。

それでは、飛鳥井委員もまた後で何かあれば、いつでもご発言していただきたいと思いますが、一通り委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

次に大塚委員からご発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

### (大塚委員)

事務局の皆さんが一生懸命要望を聞き入れて、いろいろ本当に反映してくださってありがとうございます。しっかりした内容になっているなとまず思います。

それと、パブコメの中で、1つはその用語や表現の問題に関するご要望、もう1点として、もうちょっと当事者に寄り添ってほしいというご要望、かなり具体的な策についてのご要望があったと思うのですが、この辺を丁寧にこれから実行できるといいなと思っています。

全体としてこれで良いと思いますが、私も以下、確認と意見です。

1つは今、飛鳥井先生のおっしゃった総合支援会議のところですが、事務局からコーディネーターの機能が2つとおっしゃっていただいたのですが、総合支援会議の役割、機能も2つと私は考えております。個別の事例の検討会にたくさんのメンバーがお入りくださって、その総合支援会議という名称が適しているかどうか、今一つまだピンと来ないところもあるのですけれども、そういうところで話し合われていくということが一つあると思います。それとは別に、前にもお話ししたのですが、個別事例を検討していくと、おのずと東京都の資源が足りないであるとか、体制が弱いであるとか、もう少しこういう研修があった方がいいのではないかと、さらに今まで関わってなかった関係部局等にも関わっていただいた方がいいのではないかと、いわゆる支援体制に関することがあるかと思っています。個別事例の検討とこの体制全体の検討というのはどこかで少し区分して、会議の持ち方というのを意識された方がいいかなと思っています。多少メンバーも変わってくることはないかなと思っています。その辺もコーディネーターと相談しながらやっていけるといいのではないかと、ということが1つです。それによって、会議の名称を変えるのか、会議の中に2つ、総合支援会議個別事例検討版とか、総合支援会議体制検討版みたいなことがあってもいいのかなと思いました。

先ほど数値目標の一番下に、人材育成で区市町村を対象とした研修の参加目標を、62市町村全部参加できるというところがありました。東京都の研修に全区市町村が参加されていくのはとてもいいことなのですが、全区市町村の担当者が参加された後、区市町村の中での庁内研修といった形で、区市町村の中の関係部局の関係機関の連携ということを、その参加された方たちが中心になってお進めいただくことを都が推進するような形をうまく進めていかないと、窓口の方だけのご負担で終わってしまう感じがします。人材育成のその先みたいなのを少し意識した形で動いていただけるといいなと思いました。ただし、文言として入れるかどうかは別です。

また、前回も申し上げたのですが、先ほどの事務局の説明の中で、ミックス研修は計画の中に書いていないけれどもいずれやっていきたいということだったので、ぜひ多職種の、多機関の連携した研修をお願いできたらいいと思っています。

最後に、被害者等支援ノートなのですが、ご本人がこれを所持して、ご本人と行政とか、ご本人と関係機関の情報共有のためにということで活用されると考えていいのでしょうか。

被害者等支援ノートの情報が、ご本人の同意なく独り歩きすることは絶対ないだろうと思っていますが、その辺の活用方法みたいなことを作られるときに、ガイドラインみたいなものをお作りいただくと、活用される関係機関の方々の活用に関する理解度が一定のものになるかなと思います。でき上がった時には、ぜひこれを研修の中で使われるといいのだろうなと思った次第です。以上です。ありがとうございます。

#### (椎橋座長)

ありがとうございました。

いくつかご質問があったかと思いますが、事務局の方でいかがでしょうか。

#### (事務局)

ご意見ありがとうございます。

1つ目は、総合支援会議の中で、事例検討にとどまらず、体制、連携がうまくいかないようなところを改善していくという内容だと捉えています。それについて、18ページに推進体制のイメージがあるのでありますが、その図で、東京都の枠の中に3つ、庁内各局、区市町村、民間団体それぞれとの連携した会議を示していますが、これらの会議と総合支援会議の位置付け、また、個別ケースで出た課題をこれらの体制にどう生かしていくかという点は、おっしゃるような大事なことだと思いますので、今後検討していきたいと考えております。ありがとうございました。

人材育成に関しては、区市町村の中で人権研修とは別に被害者支援研修を実施している自治体が、10以下です。毎年、区市町村にアンケートをしておりますので、その中で何が課題になっているの

か、また、コーディネーターが配置されましたら出張研修も可能になると考えていますので、そうした派遣研修的なものもできないか、検討してみたいと思います。実際、好事例のある自治体に伺うと、庁内研修をやっているからか、庁内各局の連携がうまくいったといった意見もありましたので、区市町村の中での庁内研修の促進についても検討していきたいと思います。

あと被害者支援ノートについても貴重なご意見いただきましてありがとうございます。大分県の「絆ノート」を参考にさせてもらったのですが、個人情報の関係がすごく重要と思いますので、被害者が知らない間に本人の個人情報が別のところで知られていることがないように、コーディネーターと一緒に考えていきたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

#### (椎橋座長)

ありがとうございました。大塚先生よろしいでしょうか。

それでは、続きまして宮川委員の方からご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### (宮川委員)

よろしくお願ひします。宮川より意見申し上げます。全体の方向性としても計画内容としても大変素晴らしい内容になったなと思っています。細かく具体化されて最初の案よりすごく良くなったなど改めて思いました。また、弁護士会からの要望も受け入れていただいて、今年度は法律相談料の助成をしていますが、次年度は被害者参加の場合の弁護士費用についても援助いただけるとうことで感謝申し上げます。

中身については、確認も含めて3点ほどあります。

1点目が、一番私が気になっている点で、皆さん発言されていますが、コーディネーターの件です。この定義が計画案の20ページに書いてありますけれども、「専門的な知識を有し、犯罪被害者支援等に関するつなぎ役として」ということです。私は弁護士なので、犯罪被害に巻き込まれたら警察により犯人逮捕、そして裁判が始まるという現場にいますので、特にそう感じるのかもしれませんが、やはり刑事裁判がメインだなと考えています。ですけれども、東京都のコーディネーターというのは、特に刑事裁判に関わる専門家をつなげるという役割ではないのかなと思っていますので、将来的にそうなるかもしれませんが、今の段階ではやはり行政を中心としたとか、社会福祉的な分野が中心となっているということが明確になる定義付けが必要ではないかと思います。都民の皆さんが東京都のコーディネーターに相談すれば何でもやってくれるのだという誤解を生じないためにも、やはりこの定義はきっちりしておいた方がいいのかなと思っています。

次に、他の委員も指摘されていますが、被害者支援ノートの件です。こちらの定義をよく見ると、

「情報共有を図るためにノートを交付する」とありますが、それはもちろんこれから検討するのでしょうけれども、個人情報しか詰まっていないような、かなり情報的にはきちんと扱わないといけません。私がこの被害者ノートを考えるときには、被害者自身が何回も何回も同じことを言わないように、被害者が自分で言いたいことをメモするといった、被害者の利便性を考えてというところに重点があるのかなと思っていましたが、関係機関の連携に重点を置くのであれば、それなりにやはりきちんとルールを定める必要があるかなと思っています。今後の課題なのかもしれません。

3点目は、3ページ目の刑法犯の認知件数のところの性犯罪の定義の中に、痴漢被害を入れたということですが、痴漢罪というのはいないのです。迷惑防止条例第5条第1項に規定する卑わい行為の検挙件数と下の方に注意書きで書いてありますけれども、第5条はいくつかに分かれていて、卑わい行為というので括っていいのか、この定義が正しいかという点を確認いただいて、正しければ大丈夫です。以上です。

#### (椎橋委員)

ありがとうございました。

計画自体については評価いただきました。それにプラスして3点ご質問があったと思います。事務局からお答えをお願いします。

#### (事務局)

ご意見ありがとうございます。

まず1点目のコーディネーターの定義について、おっしゃるように「専門的な知識を有し」というのが社会福祉制度の専門的な知識のことであり、法律的な専門的な知識ということを目指しているわけではないので、明確に分かるように変更を検討させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

あと、被害者支援ノートは、被害者の方が何回も同じことを言わなくても済むようにするためのものなので、関係機関での情報共有の取扱いについては、先ほどの大塚先生からもご指摘ありましたが、ガイドライン等を決めておけるようにコーディネーターと検討したいと思います。ありがとうございます。

あと刑法犯の認知件数なのですが、迷惑防止条例の第5条第1項の卑わい行為、これは盗撮も入って卑わい行為であり1,787件となっています。このことは承知の上で盗撮も性犯罪というか性的な被害ということで含めて書いています。



(宮川委員)

これ、荒井オブザーバーに聞いた方がいいのかもしれませんが、迷惑防止条例の中に。痴漢行為という条文がないので、定義について誤解を招かないのであれば、一般的に使われているものであればそれで結構です。

(荒井オブザーバー)

私も宮川先生と全く同じイメージを持っていて、「迷惑防止条例における痴漢被害等」というこの文言を警視庁生活安全部に確認しましたが、基本的にはこれで結構ですという回答をもらっています。迷惑防止条例第5条1項の卑わい行為は、「公共の場所又は乗り物」における被害で、盗撮行為も含まれます。また、条文には「痴漢」という定義がありませんので、この計画の表記として正確性を欠くのではないかと思いましたが、「痴漢等」と表記され、脚注に定義付けもされているので、この文言で大丈夫ということを確認しています。

(椎橋座長)

宮川委員、よろしいですか。この都内の迷惑防止条例における痴漢被害等、「等」と書いてありますので、その検挙件数はおおむね1,800件ぐらいであろうということで、先ほどの荒井オブザーバーのご説明でよろしいでしょうか。

(宮川委員)

はい、結構です。

(椎橋座長)

ありがとうございます。

それでは続きまして、時間の関係もありますので、浅野委員からご発言いただきたいと思います。よろしく願います。

(浅野委員)

計画全体については先生方と同じで、いろいろなご意見が反映されていて、とても良いものができていると思っております。意見、感想という形で2つ申し上げたいと思います。

1つが、パブリックコメントの数についてなのですが、第3期支援計画のときと同じくらいの件数ということなのですが、パブリックコメントの件数がとても少ないということに私は驚きました。計画の中で認知度を上げるということも掲げていますけれども、こういう計画を作るときに、パ

ブリックコメントを募集するということにおいても認知度を上げるために利用するというか、次回に活用いただけるととても良いのではないかなと思いました。それによって都民の方にも計画を実際に見ていただき、このような素晴らしい計画になっているということも知っていただく機会になるといいのではないかなと思いました。

もう1つは、パブリックコメントの中で、資料2の4ページ目の計画全体に関するご意見のところの1つ目になるのですけれども、被害者自身の生の声を拾い上げて反映させるような仕組みがもっとあった方がいいのではないかなというご意見だと思います。計画を作るに当たっては、実際に都では、都民センターやSARC東京からの意見もいろいろ聞いた上で計画に反映させているように思っていましたので、このご意見に対して各種団体との連携も取っているということが1つ言えるのではないかなと思いました。ただ一方で、都の考え方として「犯罪被害者等の実態に関する調査」で意見を聞いて反映させていますというご回答になっているのですけれども、このパブリックコメントでは、それだけでは足りないという意識でご意見されているのかなと思いました。例えば、実態調査では、誰からの二次的被害が何%だということが調査の結果で分かったとしても、やはり実際にどのような二次被害があったのか、その二次的な被害を減らすためには今後どういうことを進めるのか、普及啓発する必要があるのかということは、やっぱり少し見えてこない部分もあると思いますので、できれば被害者や団体の声を聞くというところでは、アンケート調査にとどまらず、ヒアリング調査のようなことができるというのではないかなと思いました。

あと、被害者等支援ノートの作成が計画に盛り込まれたということなのですからけれども、コーディネーターの意見を取り入れながらということでは先ほどご説明もあったのですが、こういうところで被害者の方のご意見、実際に案の段階でいくつかの類型に分けて、被害者の方に見ていただいて、ご意見を聞きながらこのノート自体も作り上げるとか、そういう形で被害者の方の声というのでも反映させていくとよいのではないかなと思いましたので、今後個々の計画を進めて行く上で、被害者の方の声を聞くことについて検討できるといいのではないかなと思いました。

この計画自体に特に変更という意見ではないのですけれども、そういう風に運用できていくといいのではないかなと思いましたので、意見として申し上げます。以上です。

#### (椎橋座長)

ありがとうございました。支援計画自体には評価を頂きました。

あと3点、ご要望という性格が強かったと思いますけれども、それぞれについて、特に、パブコメの関係で、その件数が本当に思ったより少ないなと思ったのですけれども、それとの関係で特に被害者の声をどうやって拾い上げるのかというご意見が中心だったと思います。支援ノートもそれとの関係でご意見をいただきました。何か事務局で付け足すことはございますでしょうか。

(事務局)

パブコメの関係なのですけれども、去年条例を制定したときの1回目のパブコメでは、30人の方から187件のご意見をいただきました。今回同じように周知しているのですが、条例のときと比較して低かったことについてはもう少し分析させていただければと思います。

また、計画全体についても、都民センター、SARC東京を中心に、それらを通じて被害者の方の意見を把握し、今後の取組に生かせるようなヒアリングをしていきたいと思っております。また、実態調査では都民センター、SARC東京以外の被害者支援団体からも直接話を聞いているので、引き続き声を取り入れていきたいと思っております。

被害者支援ノートについてもおっしゃるとおりだと思いますので、被害者の意見も反映させていくような形にしたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

(椎橋座長)

ありがとうございました。

それでは、続きまして辻内委員のご発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(辻内委員)

最後に、もう先生方がほとんどいろいろ発言してくださっているので、私の申し上げることはそんなにないのですけれども、基本的に3点、プラスしてノートの話が出たのもう1点、合わせて4点発言させていただきたいと思っております。

計画全体については、今、委員の先生からあったように、東京都も条例ができて、施策ができてというところで、前回の検討委員会で大塚先生が提案してくださった部局別の資料もとても分かりやすく、一歩前進した計画ができたのかなとうれしく思っております。

最初のところで、「社会全体で支える」というのが「連携」になって後退したのではないかというご指摘があったというところなのですけれども、確かに連携という言葉があまりにも使い古されていて、連携すれば解決するのかなという印象を与えるように感じます。ただ私は、いろいろなところの支援ができてくる中で、正にその支援がどうつながるかというところが今とても大事なことで、やっぱりこの連携を中心に据えてやっていくというところはそれでいいのではないかなと感じています。

それから、数値目標の評価のところが出ました。ちょっとここは自慢をさせていただくと、中野区は平成20年に被害者支援に関する専用窓口を作って、健康福祉部の意識調査ということで無作為抽出の区民の皆さんに「犯罪被害者の相談窓口があるのを知っていますか」というのをずっと取り続けていて、昨年の値は34%でした。今回、私も都のモニター調査の結果を見て「そうか、東京都全体だとこんなに低かったんだ」と思って、何が違うのだろうと考えました。恐らく都の方が発信しているか

もしれないと思うのですが、中野区は、区の施策として講演会を打ったり、区報でPRしているのと同時に、講演会のときには、例えば民生委員の集まりに行ったりPRをする、町会の会長が集まっているところでPRをするみたいな、区のいろいろな団体の人たちとの地道なやり方みたいなものが、中野の34%というところにつながったのかなと考えています。犯罪被害に遭ったら警察に行くのはもちろんだけど、相談窓口があるのだよねとか、市町村にも区役所にも行ってみるといいのだよねと皆さんが思ってもらえるような形ができていくといいなと考えています。それとともに、数値目標ができると、何で目標に到達しないのかみたいなのところばかり、私の行政の職員としての経験でも責められたりするののでつらい思いをしています。なので、もちろん数値評価も大事なのですが、私がずっと申し上げているように、本当に事例に基づいた質的な評価というものもやっぱり見ていただきたいなというところが意見としてはあります。

あと、どう被害者の生の声を反映していくかというところで、私は条例の有識者懇談会から被害者として参加をさせていただいていますが、私がどこまで本当に被害者の意見を言えただろうかというところがあります。他の自治体の検討会だと、私は傷害致死事件の被害者ということですが、交通事故の被害者の方がいて、あとは性被害の方はまた別の困り事がいろいろあるということなので、こういう会議の中でも、もう少しいろいろな被害者が入るということも考えていただけるとありがたいかなと思っております。

それから最後、ノートですけれども、中野区は先進的にノートを作ったりして、結構あれもこれも載せようと思うと分厚いものになって、これを持ち歩くのはちょっと大変だよねとなってしまったことがあります。ただ、ノートが独り歩きするものではなくて、ノートは被害者が持って、支援者と一緒に使っていくと考えていますので、その視点でこれからノートが活用されていくといいかなと思っております。

#### (椎橋座長)

ありがとうございました。今までの議論を踏まえて、何か付け加えることはございませんか。

一通り委員の皆様にご意見をお伺いしました。さらに今までご意見が出たところで、またご意見があるということであればご発言をお願いします。

#### (大塚委員)

2点ほどあります。

1つは、宮川先生がおっしゃったコーディネーターのところについて、少しいメージが違いましたが、事務局の回答の中に「福祉の専門的な知識」とおっしゃってくださったのですけれども、「福祉の」と書き込んでしまうと、若干違うかなと思います。むしろ連携とか協働ということが今回の特に

大きなテーマでもあるので、もし足せるのであれば、「専門的な知識を有し」という前に、「多機関、多職種の連携や協働に関する専門的な知識を」としていただければ、必ずしも福祉専門職ばかりではなくて、そういうことに長けていらっしゃる様々なコーディネーター力をお持ちの方、保健師も本当にそうだと思うし、そこは適切にお書きいただくといいかなと思いました。多機関とか多職種の連携といったときの機関や職種や領域の中に、刑事や司法の領域の方々ともちゃんとつなぐというところはあるかなと思ったので、それが1点、お願いします。

あと、皆さんの意見を伺っていて気になり出してきたのが被害者等支援ノートのお話で、辻内さんがおっしゃっていただいたことが正にそのとおりでと思っています。やっぱり宮川先生もおっしゃったように「関係機関との円滑な情報共有を図るため」という文言が誤解されないかなとか、当事者の方々が不安に思われてしまわないかなと思います。ここの前の点から後ろの点までを省けるのだったら省いてしまってもいいのではないかなと思います。

#### (椎橋座長)

ありがとうございました。今までそれぞれの委員が出されたご意見の中で、コーディネーターと支援ノートの問題については特にいろいろご意見が出されました。それぞれ微妙に受け止め方が違うと思いますので、この点について少し議論したいと思います。

まず、コーディネーターの件なのですけれども、なかなか文言の表記の仕方で難しい面があると思うのですけれども、大塚委員のおっしゃったことについては私も賛成で、あまり福祉と限定しない方がいいのではないかと。

実際、コーディネーターは、かなりいろいろな役割を担うということになりますので、そういった意味で期待される役割の全部をカバーできるような、そういう意味では大塚委員が言ったような案は1つの有力な案だと思います。ある程度一般的なのとか、ちょっと抽象的になってしまうかもしれませんが、いろいろな役割をカバーできるような専門職だということを出された方がいいのではないかなと。

それから支援ノートについてもいろいろご意見がありました。やはり一番大事なのは被害者に二次的被害を与えないために使うということですから、被害者のプライバシーを守るというのは絶対にそうしなければならない。プライバシーを守りながら、しかし、二次的な被害を受けないような形で利用されるということなので、そういう形で機能する使い方をする。そのためには当然ガイドラインとかそういったものを作る必要はあるとは思いますが、ガイドラインを作るとしたらどのような形で進めていったらいいのかということについて、さらに具体的なご意見とかありましたら委員の皆様方にもお聞きしたいと思います。

どちらでも結構なのですが、コーディネーターの問題、支援ノートの問題について少しご意見を

お聞かせいただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

飛鳥井委員、どうぞ。

**(飛鳥井委員)**

コーディネーターのことですけれども、恐らく今回の支援計画の目玉ともなるような項目になると思うのです。特に私が期待するのは、やはり今度のコーディネーターの方は都に所属するという事で、都の看板を持ってやる、これが大変大きいことで、いわゆる民間とは違うということです。例えば、区市町村と連携する場合に、やっぱり東京都に所属する専門職としていろいろ関わっていくことに大きな意義があると思います。

ただ、大塚委員も言われたように、個別の検討会議、もちろんそこでもいろいろ貴重な意見を頂けると思うのですが、それだけでずっと埋没してしまいますと、恐らくどんどん個別ケースが出てきてしまいますので、それはそれでちょっともったいないなという気もします。その中で、もちろん個別に関わることによって今の都の支援体制の問題を発見していただくといえますか、単に1つのケースを解決しました、そのために力を発揮します、というだけではなくて、やっぱり今の都の現状の中ではこういうところが足りないとか、それは区市町村と都との連携であったり、あるいは民間、都民センターと、行政との連携であったり、場合によってはやはり司法、弁護士さんとの連携がなかなか難しいところがあるとか、そういったようなことを発見していただいて、それをフィードバックしていただければ大変助かると思うのです。むしろそのためのコーディネーターとしていただけるとよろしいかなと思います。

だから総合支援会議もそれと同じように、大塚委員もやっぱり2つの役割がありますねと言われていましたけれども、非常になかなか難しいケースの、個別のケースの問題点を解決するという事と、同時にその中であぶり出されてくる都の支援体制の問題を改善していくためにはどうしていったらいいのかといったことについて、会議体として使っていただければいいかなと思っています。

あと、支援ノートについては各委員の方が言われたように、私もやはり個人情報の保護ということが問題になりまして、恐らく被害者、当事者の方もそこを一番心配されるかと思います。これは今後、支援ノートというものをどういう風に作成して、それをどういう風に活用するかということについて、これからいろいろガイドラインなども作られると思いますので、その点に留意していただけるものと思います。

それから、ついでに3点目で、数値目標を辻内委員から言っていて大変よく分かりました。要するにSNSとかインターネットの空中戦だけでも駄目で、やはり簡単にはどぶ板選挙のようなやり方をしなければならないということが分かりました。それを重ねていくしかしようがないのだ。ただ、恐らく都のレベルでのそのようなやり方というのは何をやればいいのか。いろいろな集まりが

ありますので、そのときに都の総合相談窓口ということもアナウンスしていくということなのでしょうけれども。中野区の貴重な経験のお話、ありがとうございました。

**(椎橋座長)**

ありがとうございました。他の委員の方、いかがでしょうか。宮川委員、どうぞ。

**(宮川委員)**

コーディネーターの件ですが、裁判所と連携できるのかどうかというところが、弁護士とのコーディネートは可能かもしれないですけれども、刑事裁判をやるときに裁判所ともコーディネートというか仲介の役割がないのであれば、刑事裁判を含めたコーディネーターというのは難しいのかなと思っています。ちょっと皆様方と私が考えているコーディネーターは概念が大分違うみたいなのですが、少なくとも弁護士がコーディネーターというと、検察庁と裁判所をつなげてくれる人たちなのかなと考えてしまいますので、都民の皆さんがどう考えるかということかもしれないですが、あまり役割の範囲を広げない方がいいのかなという気もしています。皆さんいかがでしょうか。

**(辻内委員)**

何かコーディネーターのハードルがどんどん上がっていくような気がして伺っているのですけれども、東京都に5人も6人もコーディネーターを置くつもりはないですね。なので、個々の事例に関して、それこそ宮川先生がおっしゃるような刑事裁判のところからの全てコーディネートをするようなことは、都のコーディネーターの役割としてはとても無理な話だなと思っています。もちろん会議とかに出て、そこでの問題点を見つけるというのはしていくのですけれども、やっぱり主には市町村とのつなぎのところが一番、具体的にはコーディネーターの役割になって、今一番欠けていると言われている生活支援の部分をどうつないでいくかというところが、一番のメインになってくる。それが分かるような表現の仕方をどうすればいいか、私も難しさを感じているのですが、確かに「コーディネーター」という名前がつくと、あまりにも広くていろいろなものが入ってくるようなのですが、当初はそこから入っていくのがコーディネーターの役割なのかなと私は考えています。

**(椎橋座長)**

事務局からいかがですか。

**(事務局)**

今、コーディネーターの話がある中で、公募の資格要件も考えて進めているところです。具体的に

は社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、この3ついずれかの資格を有するような方、加えて、被害者の支援の経験がおありの方、そんな方をイメージしております。必ずしも福祉制度という限定ではないのですが、福祉制度を知りつつ、その福祉に関する機関、精神保健に関する機関をつなぐ、そういった経験が既におありの方を採用させていただくことを検討しているところでございます。

#### (大塚委員)

すみません、もう1回だけいいですか。今回の計画に反映されることはとても難しいと思いながら長期的な視野での意見なのですけれども、用語がなかなか共通言語にならないなという思いが1つあります。

個別支援に関して「コーディネート」と言うときにイメージするのは、介護保険分野のケアマネジャーです。いろいろなサービス、ホームヘルパーやデイサービス利用など、いろいろなところのマネジメントを1人に対してするときには、介護保険ではケアマネジャーによるケアマネジメントとっています。なので、個別のAさんの犯罪被害に対してどんなサービスを見繕って支援したらいいかということのコーディネートということなら、そういうイメージなのだろうと思います。それは辻内さんがおっしゃったように、やっぱり東京都に1人、2人の方で東京都の被害者の全ての方のコーディネートをやるのは難しいと思うし、そこはやっぱり都民センターが中心になって既にやっていたらいいのだろうなと思っています。

私のイメージは少し違います。各区市町村でどんなに窓口ができたところで、なかなか庁内に知られていないとか市民に知られていないとか、刑事事件とか裁判とかは割とすぐ精通弁護士さんとかいっしょにすればすぐ結びつきやすいけど、例えば住まいの問題とか経済的な手当であるとか、学校に行けなくなったことサポートであるとか、そういう本当に生活全般にいろいろな部局が絡んでくる問題に対しては、犯罪被害者支援の窓口の担当者だけでは絶対に難しいわけです。そこは庁内とか多少広域にわたるところで、どうやって連携ということを進めていくかということについて、窓口の担当者がノウハウをお持ちでないと思っているのです。そのノウハウをサポートし、バックアップし、体制を作っていくという体制整備コーディネーターの機能が必要なのだとずっと思っています。警察庁から補助金事業を行っているいくつかの都道府県は、今そこを重点的にやっていたらいい。自治体の規模が違うので何とも言えないのですが、例えば横浜市でやったときにも、検察の方も弁護士も福祉領域も医療も交えて、どうやって連携のためのネットワークを作っていきましょうかとあれこれ議論やワークを重ねました。東京都のコーディネーターは各区市町村のそういうネットワーク作りをサポートするコーディネーターであってほしい。個別支援のことは都民センターにお譲りして、と私は思っています。個別支援と体制整備ということで、本当は都と都民センターが役割を分けて、飛鳥井先生がおっしゃったとおり、やっぱり行政で権限もあおりだと思うので、都が体制整備ということ



に取り組んでいかれると本当は良いのだろうなと思っています。そこの共通理解がないまま進んでいきそうだなと少し案じています。

**(椎橋座長)**

飛鳥井委員、どうぞ。

**(飛鳥井委員)**

今、大塚委員が言われたことに全く同感ございまして、屋上屋を重ねることにはならないように、それで先ほど宮川委員も言われた、弁護士会との連携とか警察との連携とか、ここは都民センターも日々やっていることですので、引き続きその連携はしていけると思うのです。

ただ、一番都民センターに欠けているのは、もうこれは区市町村との連携、特に中長期の生活支援なんていうことになると、これはもう都民センターもできないのです。しかし実際は、犯罪被害者も生活者でありますから、途切れのない支援、あるいは回復に向けた生活再建という意味では重要であることは分かっているのですけれども、そこがやはり落ちてしまっている、あるいはまだまだ足りないところがある。そういうところについて問題を発見していただいて、どういう体制を作っていくべきなのかということについて、コーディネーターの方がいろいろなことを発信していただき、実際役割を果たしていただけると、とてもいいのではないかと思います。

それから、かといって、個別の案件も全部関わったら、恐らく若干名のコーディネーターで回るはずないというのはそのとおりでございます。むしろ書き方として「コーディネーター」と書くと、もうこれだけの委員会の中でもそれぞれ読み手によってみんな思い描くものが変わっていますので、もうちょっと具体化した方がいいのか、生活支援といったようなことを中心にした役割、「生活支援コーディネーター」ですとか、そういった少し定義付けも含めたネーミングにした方がいいのかどうかというところも検討していいかなと思いました。

**(椎橋座長)**

私が今、拝聴している限りでは、大塚委員のご意見、飛鳥井委員のご意見というのはかなり共通しているところがあると思います。

コーディネーターの役割について、より具体的に書くか、この計画書案の20ページに書かれている文言、定義でまずいいのかどうか、ということが問題になると思うのですけれども、私は大塚委員と飛鳥井委員のお考えでは、これは割と小さい修正でも済むかなという感じはしているのですが、そうでもないのでしょうか。その役割はかなり定義を厳格に考えておられるので、専門的な知識という場合に、もっとより厳格に定義した方がいいのではないかというお考えだったと思うのですけれども。

ここら辺についても少しご意見が分かれるようですけど、役割というものを考えた場合には、ともかくまずはやっぱりいろいろ案件が来るわけですけども、それをどうやって解決したらいいのか、この問題はどこの部門に連絡して対応してもらったらいいのか、どこどこをつないでいったらいいのかということを考えて動いていただく。そういうのをコーディネーターだったらすぐに分かって、ぱっぱっぱっと連絡調整することができる。それはもちろん当面の間だけではなくて、中長期にわたって解決するというこのためには、ある機関だけではなくてまた別の機関につないでいってもらわなければならない。

そういう役割を果たしていくと、どうしてもやっぱり個別の事案の解決のための連絡調整というだけではなくて、大塚委員が言われたように、そこからどういう体制にすべきかということですね。これは飛鳥井委員も発見ということを言われましたけれども。新たにこういうことが必要だということも出てくるのだと思うのです。そういう意味で、そういう役割を考えた上で、定義をどうするかということになると、この20ページに書いてある定義を微調整すれば、委員の皆様方の考え方と矛盾するということにはならないかなと私は受け止めているのですけれども、何かご意見ありましたらどうぞ。これでは駄目だと、ここはこうすべきだという具体的なことがありましたらどうぞ、お願いいたします。

#### (大塚委員)

すみません。具体的に文章として少しご提案させていただいていいでしょうか。2つ盛り込みたいと思います。1つは、飛鳥井先生と私が申し上げていることを文章化するとこういうことかなと思ったのですが、「多機関、多職種の連携及び協働に関する専門的な知識を有する被害者等支援専門員（体制整備コーディネーター）を都に配置する」と。そこで一遍長いから切って、役割としては「区市町村等における犯罪被害者支援体制の課題を発見すること、及び支援体制の整備のサポート、ネットワークづくりのサポートを行う」。これが飛鳥井先生と私が多分申し上げていることです。「同時に困難事例に対し、都民センターと協働し、助言に当たる」と、こちらはスーパービジョンの役割だと思うのです。要はスーパーバイズとかアドバイスとか、個別事例のバックアップなのだと思うのです。まだ修正が必要かもしれないですけど、大きくはそういうことかなと思いました。

そういう文章にした方が明確に、マクロの役割と、個別事例も全くやらないわけではないけれども、そこはあくまでも困難事例のサポートとかバックアップとか、例えば研修を開催し、そういう事例検討するみたいなことなのだろうな、お一人お一人に付き添うわけではないのだろうなということを表してみました。でも、違うかもしれませんが、よろしく申し上げます。

#### (椎橋座長)

困難事例ということを入れると随分狭くなるような気がしませんか。

**(大塚委員)**

どうしたらいいか、何かお知恵をください。

**(飛鳥井委員)**

「困難事例」というのは、医療とかそれから警察はよく使いますけれども、これご本人と同時に支援者も困っているということで、被害者の方にとって「えっ、私、困難事例なの」ということになるのは、ちょっと言葉としては、ニュアンスは非常によく分かるのですけれども、避けた方がいいかなと思いました。

それからいろいろな意味での困難がありますので、「困難事例」と括っても、困難事例はコーディネーターの役割、というのもちょっと曖昧過ぎるかなと。恐らく都民センターも含め、あるいは弁護士会にしる、あるいは区市町村にしる、都にしる、いろいろなところと連携しながら一緒に考えていくという立場にコーディネーターの方にはなっていただくと思うので、個別具体的にどうこうというのは、先ほどの話にも出た総合支援会議の中で、こういうケースはちょっと取り上げて検討してみましようということになると思うので、あえてこういう事例に関わりますということまで定義づけなくてもいいかなと感じました。

全般のところの役割をもう少し明確にするということについては賛成であります。そのときにネーミングのことも含めてどういう風にするのが一番分かりやすいか、それからコーディネーターになる人も、これが自分の役割なのだとということにして、動きやすいかということでは引き続き検討しているのではないかと思います。以上です。

**(椎橋座長)**

例えば「専門的な知識を有し」という「専門的な」というところをもう少し具体的にするというところで、その際に宮川委員と大塚委員のご意見を取り入れてそのところを工夫するというところで、最大公約数的にまとまっていたらと、私としては集約しやすいと思うのですがいかがでしょうか。

**(宮川委員)**

宮川です。すみません。私も大塚委員と飛鳥井委員のご意見に基本的には賛成です。

この定義が広すぎて裁判所絡みのコーディネーターもやるという誤解を招くような表現は避けた方がいいと思っています。ですから多機関との連携とか専門的知識というのが、もちろん多機関と連携した方がいいのですけれども、主に行政機関だということが分かれば。特にほかは大塚委員がおっし

やった定義ですごく分かりやすいなと思っています。

あとネーミングは事務局にお任せした方がいいのかなとも思いますし、あまり幅広く大風呂敷を広げたらコーディネーターも大変でしょうし、都民の人もどこに聞いたらいいかみたいなことにならないように、やっぱりやれることを中心にやっていって、後から広げる方がいいかなと思っています。以上です。

**(椎橋座長)**

ありがとうございました。私も先ほどの宮川委員の発言について誤解していましたので、その点は失礼しました。専門的な知識ということで、これから東京都がやろうとしていること、内容をより具体的に、あるいは明確な形にするというところでまとまっていたけると集約できると思うのですが、いかがでしょうか。事務局としてどうでしょう。その辺りの工夫というのは考えられますか。

**(事務局)**

少し文言が分かりづらかったというところがあるかと思いますが、また、先生方の意見を踏まえて、「専門的な知識」というところを社会福祉制度と考えていたのですけれども、どのような多機関をつなぐかということが分かりやすいような記載に検討させていただきたいと思います。

**(椎橋座長)**

そういう方向で修正するというのでいかがでしょうか。

**(事務局)**

先ほどお話があったのですけれども、コーディネーターには、人材育成の面も入っておりますので、体制整備コーディネーターという名称は難しいかもしれません。関係機関との連携と人材育成という意味が表せるように、コーディネーターとしての定義を位置付けるという形で検討させていただきたいと思います。

**(椎橋座長)**

いかがでしょうか。そういう方向で考えてみて、今申し上げたような内容のことで定義をしたいと思います。主として「専門的な」というところに何かもう少し加えて宮川委員が言われたようにあまり広がりすぎないようにする、実際に都がやろうとしている内容を表現するような形にするということでもとめたいなと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

( 椎橋座長 )

ありがとうございました。

大分時間も押してきましたので、特にこれだけは言っておきたいということがあればお伺いしますが、そうでなければ今日の会議はこの辺りにさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本当に活発なご意見を頂きましてありがとうございました。委員の皆様のご意見を事務局で取りまとめた上で、最終的に計画の策定、公表を行っていくということになりますが、今、申し上げましたように、修正については座長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

( 椎橋座長 )

ありがとうございました。それではご一任いただいたということで進めたいと思います。

今回の第3回をもって第4期支援計画に関する意見交換は終了ということになります。ただ、本委員会は計画策定のほかに、計画の推進や進行管理に関してもご意見を頂く場がありますので、来年度も引き続き委員の皆様のお知恵、お力添えをぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、本日の議事は終了しました。最後に事務局から何かありますでしょうか。

( 事務局 )

すみません、時間が押している中、恐縮なのですが、2点短めにご案内します。

1点目は、議事録なのですが、また準備ができ次第、委員の皆様へ送りますので、発言内容についてご確認よろしくお願ひいたします。

2点目は、今後のスケジュールです。座長からもありましたが、今年度の開催は以上ですが、計画の策定公表はパブリックコメントの結果と併せて2月中旬を予定しております。公表しましたら委員の皆様にもお知らせいたします。

また、次回の開催ですけれども、来年度前半の開催を予定しておりまして、第3期支援計画に基づく取組状況についてご意見を賜りたいと考えております。開催時期や議題等の詳細につきましては、改めてご連絡差し上げたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

( 椎橋座長 )

ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。司会の不手際で時間が大幅に延びてしまいました。誠に申し訳ありませんでした。本日はご出席ありがとうございました。

以上